

確定申告

感染拡大防止のため、来場不要のe-Tax(国税電子申告)や郵送申告を！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、多くの人を訪れる確定申告会場に向かなくても、自宅などで確定申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Taxで電子申告、または印刷して郵送で提出してください。e-Taxの利用には、マイナンバーカードと対応するスマートフォンなどが必要ですが、事前に税務署窓口などで手続き

し「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの場合は、e-Taxが利用できます(ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードを取得してください)。*ご不明なことは、電話での問合せの前に、ぜひ国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。



問合せ●e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(TEL0570・01・5901)

市民税・県民税の申告および簡易な所得税の申告相談

申告期間中は多くの人々が来場するため、大変混雑します。令和4年分(令和5年度)の申告は、極力来庁を控え、e-Tax(国税電子申告)や郵送申告をご利用ください。ことしも、以下の日程で申告相談を行います。細分化した地区割りや、整理券を配布し人数制限を行うなどの感染症対策を実施します。
 ※持ち物など、詳しくは市報2月号に掲載します。

川越税務署では、1月23日(月)から公的年金の受給者や給与所得者などの申告相談を行います(10ページ参照)。また、所得税の還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行えます。申告日の分散にご協力ください。

日時・場所

2月と3月で会場が異なりますので、ご注意ください。

受付時間 午前9時～午後4時

受付場所 2月=市役所本庁舎1階ロビー、3月=ゆめぼると前

場所・日程・受付地域 2月10日(金)～3月15日(水)のうち、下表のとおり

場所	日程	受付地域
市役所本庁舎1階 A大会議室	10日(金)・13日(月)	上ノ原・上野台・大原
	14日(火)・15日(水)	川崎・北野・滝・中丸・花ノ木・福岡・元福岡
	16日(木)・17日(金)	上福岡・福岡武蔵野・中ノ島・中福岡
	20日(月)・21日(火)	新田・築地・仲・西原・福岡中央・富士見台・松山・本新田
	22日(水)・24日(金)	池上・霞ヶ丘・駒西・駒林・駒林元町・新駒林・水宮
	27日(月)・28日(火)	西・福岡新田・丸山・南台・谷田・清見・長宮
(大井総合支所2階) ゆめぼると	11日(祝)	地域指定無し(例年大変混雑します)
	2日(木)・3日(金)	亀久保
	6日(月)・7日(火)	鶴ヶ岡・鶴ヶ舞・西鶴ヶ岡・緑ヶ丘
	8日(水)・9日(木)	大井中央・大井武蔵野・東久保・ふじみ野
	10日(金)・13日(月)	市沢・うれし野・苗間・旭
14日(火)・15日(水)	大井・桜ヶ丘	
	4日(土)	地域指定無し(例年大変混雑します)

●確定申告書用紙の配布

申告に必要な用紙は、1月23日(月)～3月15日(水)に市役所本庁舎と大井総合支所で配布します(土・日曜日・祝日を除く。市役所本庁舎は2月11日(祝)、大井総合支所は3月4日(土)も配布)。

問合せ●税務課(TEL049・262・9011)※所得税については川越税務署(TEL049・235・9411)へお問い合わせください。

収入がなくても申告を

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、市民税・県民税の申告内容に応じて算定されます。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、世帯主と被保険者本人の所得額により保険料(料)軽減の対象になる場合がありますが、申告をしていないと軽減されません。また、介護保険料は被保険者本人の収入・所得額と世帯員全員の課税状況により決まりますが、申告をしていないと仮の保険料となります。

収入がない人や扶養されている人、遺族・障害年金のみを受給している人も、必ず市民税・県民税の申告をしてください。

国民健康保険・後期高齢者医療=保険・年金課(TEL049・262・9039)
 介護保険=高齢福祉課(TEL049・262・9037)

感染症対策にご協力ください

- ・1家族当たり1人で来庁してください。
- ・発熱や風邪の症状、味覚や嗅覚の異常、体調不良、または同居家族などに同様の症状がある場合は来庁をお控えください。
- ・手洗いや咳エチケット、マスクの着用、アルコールでの手指消毒など、感染予防にご協力ください。
- ・検温にご協力いただき、37.5度以上の発熱が認められる場合などは、入場をお断りします。

確定申告

川越税務署から確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

期間 1月23日(月)～3月15日(水)

※2月19日(日)・26日(日)以外の土・日曜日、祝日を除く。

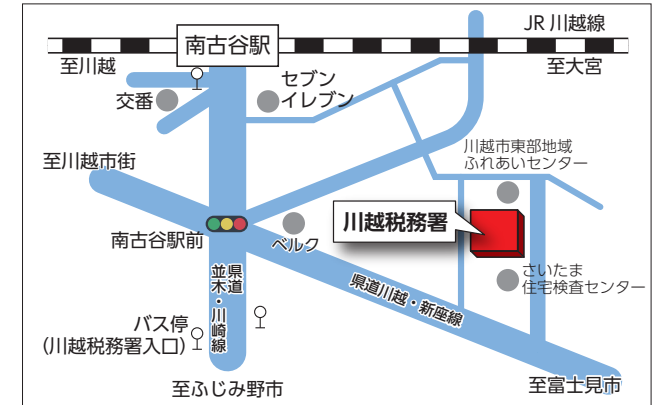
受付時間 午前8時30分～午後4時(午前9時から相談開始。提出は午後5時まで。混雑状況次第で早期受付終了あり)

場所 川越税務署(川越市大字並木452・2)

※西武バス「川越税務署入口」停留所から徒歩6分、またはJR川越線南古谷駅から徒歩7分。

●来場時のお願い

- ・駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。
- ・入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。
- ・入場整理券の配布終了や会場が混雑した場合、日時を変更して再来場をお願いすることがあります。
- ・少人数で来場し、マスクの着用と検温にご協力ください。発熱が認められる場合などは入場をご遠慮いただく場合があります。
- ・マイナンバーカード読み取り対応機種であれば、スマートフォンを利用して申告できます。マイナンバーカードとパスワード(①数字4桁②英数字6～16桁)をお持ちください。



事業者の皆さん、令和5年10月よりインボイス制度が始まります

インボイス制度に関する一般的な相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けています。

専用ダイヤル TEL0120・205・553(無料)

※月～金曜日午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)。

制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、3月31日(金)までに登録申請が必要です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



問合せ●川越税務署(TEL049・235・9411自動音声案内)

所得控除

障害者控除に該当する対象者の認定

●認定書の交付を受けることで、

障害者控除または特別障害者控除の対象になる人

対象 65歳以上で、令和4年12月31日時点で市の介護保険の要介護認定を受け右表の要件のいずれかに該当する人

申請方法 介護保険被保険者証(写し可)と本人確認書類(写真有りは1点、写真無しは2点)を窓口を持参する

※約10日で認定書が非該当通知書を申請者に発送します。
 ※次のいずれかに該当する人は、認定書の交付を受ける必要はありません。①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている②原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の規定による認定を受けている。
 ※申請は申告対象年の翌年1月4日から受け付けます。

区分	要件
障害者控除	認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ a Ⅲ b 認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度がB1かB2 要介護状態区分が要介護2か3
特別障害者控除	認定調査票と主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度が共にB2以上で、その状態が6カ月以上継続していると認められる人 市在宅要介護高齢者介護手当支給条例に規定する「在宅要介護高齢者」 認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がⅣかⅤ 認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度がC1かC2 要介護状態区分が要介護4か5

※いずれの要件も介護保険法による要介護認定にかかるもの。

申込先●高齢福祉課(TEL049・262・9038、市役所本庁舎1階)

新型コロナ

新型コロナウイルス関連情報

このお知らせは、12月19日現在、国から示されている情報をもとに作成しています

新型コロナウイルスの感染拡大の状況により変更になる場合があります。
最新の情報は市ホームページをご覧ください。



陽性者登録をお願いします

医療機関で新型コロナウイルス陽性と診断された人と抗原検査キットでのセルフチェックで陽性の判定が出た人は、埼玉県新型コロナウイルス陽性者登録窓口で「陽性者登録」をすることで、療養支援を受けることができます。次の(1)~(4)に当てはまらない人は、自分で登録する必要があります。

- (1)受診日現在、65歳以上の人
- (2)入院を要すると医師が判断した人
- (3)重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の服用などが必要と医師が判断した人
- (4)妊娠している人

陽性者登録により得られる支援

- ・体調悪化時の相談（看護師が24時間対応）
- ・必要に応じた医療の提供
- ・パルスオキシメーターの貸し出し
- ・宿泊療養の申し込み

申請方法

電子申請で登録。詳しくは県ホームページをご覧ください。



登録していない人で体調が悪化した場合

埼玉県新型コロナウイルス陽性者相談窓口にご相談ください。
TEL 0570・089・081（24時間受付）
FAX 048・643・7107（視覚障がいのある人向け）

市内における接種状況（全体）

令和4年12月14日現在の接種の状況は次のとおりです。

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
5～11歳	22.9%	21.7%	37.0%		
12～59歳	89.2%	88.7%	74.7%	35.8%	4.9%
60歳～	94.1%	93.9%	96.2%	87.3%	37.4%

うち、オミクロン株対応ワクチン接種（12歳以上：再掲）
31.3%

接種証明書（ワクチンパスポート）

ワクチンを接種した事実を公的に証明する「予防接種証明書」の交付申請を郵送で受け付けています。申請書の到達から発行まで、おおむね1週間程度かかりますので、余裕を持って申請してください。申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



市が実施する集団接種（予約受付中）

集団接種は、3回目接種以降の接種をしていない18歳以上で、オミクロン株対応ワクチンを一度も接種したことがない人が対象です（高校生を除く）。

接種するワクチンの種類

オミクロン株対応ワクチン（モデルナ社）

場所

保健センター1階（フクトピア内）

予約方法

ふじみ野市ワクチン接種予約サイトか電話（サポートセンター）で申し込む

接種日時

接種日	時間
1月14日(土)	(午後のみ) 午後2時から
1月15日(日)	(午前のみ) 午前9時30分から

接種できる医療機関の追加

予約方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

医療機関名	住所	取扱いワクチン
あんごどもクリニック	福岡2・1・6 イオンタウン ふじみ野3F	・生後6カ月～4歳用ワクチン（ファイザー） ・5～11歳用ワクチン（ファイザー）

ワクチン接種サポートセンター
臨時休業のお知らせ

1月21日(土)～22日(日) 終日

市役所のネットワーク工事により予約システムが停止し、ワクチン接種の予約受付業務や接種券の発行業務ができなくなるため、サポートセンターを臨時休業します。



水道料金

物価高騰の対策として2カ月分の水道料金・下水道使用料を減免します

コロナ禍における原油価格・物価高騰を踏まえ、市民の皆さんの負担軽減のため、1月と2月検針分の水道料金・下水道使用料を、それぞれ1万円を限度として減免します。

対象 市内で水道・公共下水道を利用する人および事業者（公共施設などは除く）

減免期間 ことし1月および2月検針分（2月および3月支払い分）

※原則、申請手続きは不要です（手続きが必要な人には、市から別途通知します）。

※減免手続きのために、市役所や水道サービスセンターから電話や訪問したり、銀行やコンビニのATMへ誘導したりすることはありません。不審に思ったときは、警察や上下水道課までお問い合わせください。



(例) 減免後の請求金額（2カ月の場合）

	減免前	減免後
▼口径20mm、60m使用した場合		
水道料金（税込）	6,382円	0円
下水道使用料（税込）	4,406円	0円
請求金額	10,788円	0円
▼口径25mm、400m使用した場合		
水道料金（税込）	66,090円	56,090円
下水道使用料（税込）	38,000円	28,000円
請求金額	104,090円	84,090円

問合せ●上下水道課（TEL049・220・2076）

意見募集

パブリック・コメントを実施します

①第2期ふじみ野市文化振興計画（案）

第2期ふじみ野市スポーツ推進計画（案）

市では平成27年に制定したふじみ野市文化・スポーツ振興条例の基本理念に沿った、目指すべき姿や基本方針、具体的な取組などを示すため平成29年3月に第1期ふじみ野市文化振興計画および第1期スポーツ推進計画を策定しました。

この第1期計画の進捗状況などを踏まえ、令和5～12年度の8年間を計画期間とする第2期計画を策定します。計画案を作成しましたので、パブリック・コメントを実施します。

①文化・スポーツ振興課（市役所本庁舎2階、FAX049・269・4774、✉bunka@city.fujimino.saitama.jp）

②ふじみ野市緑の基本計画（案）

本計画は、市の豊かな緑を守り育てていくために20年間の期間を見据えて定められた緑の総合計画として、平成24年度に策定しました。

策定から10年が経過し、法律改正や社会情勢の変化に合わせ実効性のある計画とするために見直しを進めています。このたび新たな計画案を作成しましたので、パブリック・コメントを実施します。

②公園緑地課（市役所第2庁舎2階、FAX049・261・0797、✉koen@city.fujimino.saitama.jp）



●共通事項

募集期間 1月20日(金)～2月18日(土)（必着）

公開場所 各案の申込先、市役所本庁舎1階資料閲覧コーナー、大井総合支所1階情報公開コーナー、出張所、ふじみ野ステラ・イースト、上福岡西公民館、各図書館、フクトピア、市ホームページ

※①は産業文化センター、各体育館でも受付。

意見を出せる人 市内在住・在勤・在学、市内に事業所・事務所を有する団体・法人、市に対し納税義務を有する人

提出方法 意見提出用紙（公開場所配布）に①住所②氏名③電話番号を記載の上、各案の申込先に郵送（〒356・8501ふじみ野市福岡1・1・1）かファクス、メール、持参または、公開場所に設置している意見募集箱に投函する、もしくは電子申請で申し込む

音声データ 視覚に障がいがある人を対象に、案文を録音したカセットテープを貸し出しています。希望者は広報広聴課（TEL049・262・9003）へご連絡ください。

問合せ●①文化・スポーツ振興課（TEL049・262・8124）、②公園緑地課（TEL049・220・2067）